

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 秘                            |   |
| 指定者                          | 厚生労働省労働基準局<br>監督課長<br>安全衛生部安全課長<br>労働衛生課長<br>化学物質対策課長 |
|                              | 有・無制限   |
| 平成19年3月22日から<br>平成29年3月21日まで |   |



基 監 発 第 0 3 2 2 0 0 1 号  
 基 安 安 発 第 0 3 2 2 0 0 2 号  
 基 安 労 発 第 0 3 2 2 0 0 1 号  
 基 安 化 発 第 0 3 2 2 0 0 2 号  
 平 成 1 9 年 3 月 2 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長  
 安 全 衛 生 部 安 全 課 長  
 安 全 衛 生 部 労 働 衛 生 課 長  
 安 全 衛 生 部 化 学 物 質 対 策 課 長  
 (公 印 省 略)

建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な  
 実施に当たって留意すべき事項について

建設業における総合的労働災害防止対策（以下「総合対策」という。）の推進については、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、局長通達の別紙1の3の具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

第1 総合対策を実施するに当たっての基本的考え方

局長通達別紙1の2(1)の元方事業者、関係請負人に対する指導に当たっては、工事の規模及び種類、事業者の主体的能力等に応じ、最も効果的な行政手法を選択の上、監督担当部署と安全衛生担当部署との間の十分な連携を図りつつ、積極的な取組を推進すること。

また、本総合対策は、従来 of 工事現場における元方事業者が行う統括管理を中心とした措置の徹底に加え、元方事業者及び関係請負人における危険性又は有害性等の調査及びその結果に

基づき講ずる措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施、さらには、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（以下「マネジメント指針」という。）に基づき、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）の導入を推進させることにより自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることも目的としていることから、その推進に当たっては、次のアからウに掲げる事項に留意して的確な指導を行うこと。

ア 管内の建設工事の施工状況、災害発生状況、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、マネジメントシステムの導入状況等の基礎資料を整備し、行政の主体的能力を重点的に投入すべき対象を定めること。

このため、管内で施工されている主要な工事について、元方事業者等施工業者、工事の内容、工期、請負金額、工事の最盛期等の状況を工事台帳等として作成、整備しておくこと。

また、店社ごとの災害発生状況、監督指導結果等を個別事業場管理システムの店社別コードを利用して把握しておくこと。

さらに、公共工事においていわゆるダンプ受注がなされたものについては、安全衛生対策の不徹底につながるおそれがあることから、発注者との連携を密にする中で、当該情報を入手するように努めること。

イ 事業者に対しては、局長通達の別添2「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」が徹底されるよう指導を行うこと。

ウ 本対策の推進に当たっては、上記のとおり工事現場における自主的な安全衛生活動の活性化が重要であることから、事業者に対する指導に当たっては、単に労働安全衛生法（以下「法」という。）等関係法令の遵守の徹底のみならず、背景要因となる当該工事現場の安全衛生管理体制、安全衛生活動等の問題点を明らかにして指導することにより、その背景要因をも踏まえた改善を図らせるとともに、危険性又は有害性等の調査等の実施、さらにはマネジメントシステムの導入についても勧奨する等、事業者の自主的な安全衛生活動の促進を図るよう指導を行うこと。

また、局長通達別紙1の2(2)から(4)の労働災害防止団体、関係業界団体及び発注者に対しては、各実施主体がそれぞれの役割に応じて適切な措置を実施するよう、後記第4に示すとおり必要な指導、要請を行うこと。

## 第2 総合対策における建設工事の規模等による監督指導、個別指導等の具体的進め方

### 1 超大規模建設工事について

#### (1) 対策推進上の着眼点

超大規模建設工事（工事の規模が特に大きく、かつ、労働災害防止行政上特に注目を要すると認められる建設工事として本省から別途指示するものをいう。以下同じ。）については、工期が長期間にわたり、元方事業者をはじめとして関係請負人の作業が輻輳して行われること、新技術あるいは新工法を導入し施工されることが多いこと等から、当該工事の安全衛生の確保を図るためには、発注者、元方事業者が中心となって計画段階から施工過程の各段階にわたって、総合的に対策を推進する必要がある。このため、対象工事については、事前評価を徹底させることが重要であり、法第88条で義務付けられた計画の届出の徹底を図るとともに、危険性又は有害性等の調査等及びマネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の作成に努めるよう指導を行うこと。

さらに、本省と関係労働局とが密接に連携し、発注者による適切な監理の実施、工事現

場単位ごとの統括管理の体制を確立させるとともに、元方事業者が店社及び関係請負人と連携しつつ、マネジメントシステムの導入を図る等、自主的な安全衛生活動を推進させることを主眼として指導を行うこと。

(2) 監督指導、個別指導等の留意点

超大規模建設工事については、該当する工事を把握する都度、本省が所轄の労働局（以下「局」という。）に対して、指導の具体的な進め方について指示することとしていること。

2 大規模建設工事について

(1) 対策推進上の着眼点

大規模建設工事（統括安全衛生責任者の選任が義務付けられている建設工事をいう。以下同じ。）については、元方事業者の責任の下、工事現場単位に統括管理の体制を確立させるとともに、元方事業者が店社及び関係請負人と連携しつつ、危険性又は有害性等の調査等を実施すること及びマネジメントシステムを確立すること等、自主的な安全衛生活動を推進させることを主眼として指導を行うこと。

(2) 監督指導、個別指導等の留意点

大規模建設工事のうち、工事請負金額（予定工事請負金額を含む。）がおおむね50億円以上の工事（分割発注工事にあつては、おおむね20億円程度以上の躯体工事を行うものに限る。）に係るもの（以下「特定建設工事」という。）については、当該工事を行う元方事業者に対して、法第30条に基づく統括管理義務等、法第29条及び第29条の2に基づく関係請負人に対する指導指示義務等の履行状況並びに危険性又は有害性等の調査等の実施状況等について、別紙「統括管理状況等報告運用基準」に基づき統括管理状況等報告を行わせ、工事現場全体における安全衛生管理状況を把握するとともに、改善を要すべき事項が認められた場合には、必要な指導を行うこと。

また、監督指導、個別指導等については、

、その実施に当たっては、次のアからクに掲げる事項に留意すること。

なお、統括管理状況等報告を求める工事の規模等については、その報告を求める趣旨を考慮しつつ、各局の実情に応じ、弾力的に運用して差し支えないこと。

ア 元方事業者に対しては、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任、協議組織の設置・運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、仕事の工程に関する計画等の作成、合図、標識及び警報の統一等のほか、平成7年4月21日付け基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針について」に基づく措置を行うよう指導するとともに、関係請負人に対しては、安全衛生責任者を選任させ、統括安全衛生責任者との連絡等その職務を遂行させるよう指導すること。

また、当該工事現場における協議組織の運営に当たっては、元方事業者の責任の下、積極的に安全衛生活動を行うよう指導すること。

さらに、移動式クレーン等を用いる作業を自ら行う注文者に対しては、作業内容、作業指示の系統及び立入禁止区域についての連絡及び調整を的確に行うよう指導すること。

イ 特定建設工事に係る監督指導、個別指導等の際には、元方事業者から提出された直近の統括管理状況等報告の内容が監督指導、個別指導等の実施時における当該工事現場の

実態と合致しているか否かについて重点項目ごとに突合することにより、当該元方事業者による統括管理の義務の履行状況を確認すること。

ウ 監督指導の結果、統括管理の体制に問題が認められた場合には、昭和49年3月6日付け基発第105号通達「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」の記の1に示すところにより、所要の措置を講ずること。

エ 発電所、鉄道、化学コンビナート等の大規模建設工事(以下「発電所等の大規模建設工事」という。)において、複数の元方事業者が存在する場合には、発注者に対し、発注工事全体についての災害防止協議会を設置させ、安全衛生活動の促進、各工事間の調整等総合的な安全衛生管理を推進させるよう指導すること。

オ 発電所等の大規模建設工事のように、同一又は関連する発注者が発注した工事が一定地区に集中する場合あるいは二以上の労働基準監督署(以下「署」という。)の管轄区域において施工される場合には、より効果的な指導を行う観点から複数の現場に対する一斉監督等の実施についても検討すること。また、当該工事全体の安全衛生管理水準を等しく向上させる観点から、監督指導、個別指導等の重点事項の調整等について配慮すること。

カ 発電所等の大規模建設工事については、一貫した指導を実施するため、必要に応じあらかじめ担当官を定めておくこと。また、監督指導、個別指導等の実施に当たっては、複数の職員による実施についても配慮するとともに、必要に応じ、局署合同指導の実施にも配慮すること。

キ

ク 工事現場に対する個別指導において、関係請負人が行う労働災害防止措置について技術的な問題が認められた場合には、当該関係請負人に対する指導に止まらず、元方事業者が関係請負人に対して、適切な指導・援助を行っているかを確認し、必要な指導を行うこと。また、同一元方事業者の現場について、関係請負人に対する適切な技術的指導等がなされていない場合には、本店、支店、営業所等の店社に対して必要な指導の実施を検討すること。

### 3 中規模建設工事について

#### (1) 大手の建設業者が元方事業者として施工する中規模建設工事

##### ア 対策推進上の着眼点

大手の建設業者が元方事業者として施工する中規模建設工事(前記1、2及び後記4に示す建設工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)については、前記2の大規模建設工事に準じ、工事現場単位に統括管理の体制を確立させるとともに、元方事業者が店社及び関係請負人と連携しつつ、危険性又は有害性等の調査等を実施すること及びマネジメントシステムを確立すること等、自主的な安全衛生活動を推進させることを主眼とし

て指導を行うこと。

イ 監督指導、個別指導等の留意点

(7) 当該工事を管理する元方事業者の本店、支店、営業所等が店社安全衛生管理者を選任しなければならない工事現場については、必ずその選任を確認するとともに、巡視の記録、対象工事現場の安全衛生管理の状況等からその活動状況を確認すること。

(4) 元方事業者が法第29条及び第31条の4に違反している場合又は関係請負人への技術的な問題についての指導状況に問題が認められた場合には、前記2の(2)キ及びクと同様に措置すること。

(2) 地場の建設業者が元方事業者として施工する中規模建設工事

ア 対策推進上の着眼点

地場の建設業者が元方事業者として施工する中規模建設工事については、工事現場単位での統括管理を基本とするが、併せて、店社における安全衛生管理体制を確立させ、工事現場を包含した安全衛生管理を充実させることを主眼として指導を行うこと。特に、危険性又は有害性等の調査等について、工事現場単位での実施が当面期待し得ない場合にあっては、店社と連携した実施が図られるよう指導を行うこと。

イ 監督指導、個別指導等の留意点

(7) [Redacted]

(4) 工事現場の安全衛生管理体制を点検し、安全衛生管理体制が不十分と認められた場合は、店社安全衛生管理者の活用等により店社による安全衛生管理を強化するよう指導すること。

(7) 店社自体の安全衛生管理体制が不十分と認められた場合には、これを確立させるため、店社の首脳に対し必要な指導を行うとともに、必要に応じ、後記ウの店社別監督指導又は店社別個別指導を実施することを検討すること。また、必要に応じ、委託事業である「中小地場総合工事業者指導力向上事業」を活用すること。

(エ) [Redacted]

ウ 店社別監督指導、店社別個別指導の留意点

店社別監督指導、店社別個別指導の実施に当たっては、次に示すところにより、その効果的な運用に努めること。また、必要に応じ、各局において策定している実施要領等の見直しを行うこと。

(7) 対象店社の選定に当たっては、①複数の工事現場において同種の労働災害が発生していたり、災害発生率が高い等労働災害の動向から問題が認められたもの、②各工事現場において同種の法違反等が認められる等監督指導、個別指導等の実績からその遵法状況等に共通の問題が認められたもの、③安全衛生管理に問題があると認められた

ものであって工事現場数が多いものから選定すること。また、工事現場の安全衛生管理体制の状況等から危険性又は有害性等の調査等の実施により安全衛生水準の向上が期待できる店社については、危険性又は有害性等の調査等の実施を促進することを主眼とする店社別個別指導の実施を検討すること。

(イ) 前記(ア)の店社別監督指導、店社別個別指導の対象店社のうち、一定期間継続的な指導を行うこととして局又は署が指定しているもの(以下「指定店社」という。)については、その指定期間を単に年度とすることなく、実情に応じて指定期間を弾力的に設定する等その効果的な実施を図ること。

また、指定店社以外の店社についても、工事現場における監督指導、個別指導等の結果から、工事現場における共通の安全衛生管理上の問題点が認められた場合には、適宜、店社別監督指導又は店社別個別指導を実施すること。

(ロ) 店社別監督指導、店社別個別指導の実施に当たっては、工事現場における安全衛生管理上の問題点が店社の安全衛生管理体制のどのような欠陥により生じたものであるか、当該欠陥を是正するために店社としてどのような措置を講ずる必要があるか等を確認の上、工事現場における監督指導、個別指導の結果等店社における問題を指摘し得る十分な資料を持って臨むこと。

(ハ) 問題が認められた店社については、店社首脳に自らが安全衛生管理責任を負うことを自覚させ、かつ、安全衛生管理の効果を上げるため必要な措置を講ずるように厳しく迫ること。また、その際、指摘事項が安易に工事現場の担当者の責任に転嫁されることのないよう留意すること。

(ニ) 店社安全衛生管理者の選任及び活動状況に法違反が認められた場合の措置については、前記(1)イ(ア)を準用すること。

(ホ) 前記(ア)①の店社に対しては、災害の再発防止の観点から、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を行うよう指導すること。さらには、事業者の主体的能力に応じたマネジメントシステムの導入を図ることにより店社の安全衛生水準の向上を図ること。

#### 4 小規模建設工事について

##### (1) 上下水道工事等

###### ア 対策推進上の着眼点

小規模の上水道、下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の工事については、一般的に安全衛生に関する知識等が十分でない中小建設業者が施工することが多く、工事現場単位で安全衛生管理を遂行することが困難な場合が多くみられるため、施工業者単位で各工事現場について一元的に安全衛生管理を行う体制整備が行われるよう指導を行うこと。

###### イ 監督指導、個別指導等の留意点

(ア) 監督指導、個別指導等については、発注者の協力を得て、工事の発注状況を把握し、効果的と認められる地域又は時期に、パトロール方式により効率的に実施すること。

(イ) これらの工事の施工業者については、集団指導等により経営首脳的安全衛生意識の高揚を図ること。

(ロ) 災害の多発している事業の経営者あるいは責任者を招集し、災害事例発表、安全衛生改善対策の検討等を内容とする集団指導の実施に配慮すること。その際には、危険

性又は有害性等の調査等の実施についても指導すること。

(エ) 小規模掘削工事に当たっては、平成15年12月17日付け基発第1217001号「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づき指導すること。

(2) 木造家屋等低層住宅建築工事

平成8年11月11日付け基発第660号「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について」によること。

第3 監督指導、個別指導等におけるその他の留意事項

1 工事の計画段階における安全衛生の確保

計画の届出の審査については、昭和59年2月13日付け基発第68号「計画の届出に係る審査等について」及び平成4年9月30日付け基発第540号「都道府県労働基準局長の審査について」に基づき的確に行うこと。なお、厚生労働大臣の審査に係るものについては、昭和57年11月5日付け基発第702号「計画の届出に係る労働大臣の審査等について」に基づき、局又は署において必要な処理を的確に行うこと。

工期、設計内容等の発注条件が施工時の安全衛生の確保に大きな影響を与えることから、発注者に対して、十分な工期を確保する等施工時の安全衛生の確保に十分配慮した発注を行うよう協力を要請すること。また、届出された計画の内容に問題がある場合等であって必要があると認めるときには、法第88条第8項に基づく発注者に対する勧告、要請制度を積極的に運用すること。

2 安全衛生教育等の推進

局長通達別添2の1(5)に示す各種安全衛生教育等と併せて、労働災害の再発を防止するため、平成5年1月20日付け基発第37号「労働災害再発防止講習の受講指示について」に基づき、労働災害防止業務従事者又は就業制限業務従事者に対する労働災害再発防止講習の受講指示を的確に行うとともに、平成13年7月12日付け基発第623号「車両系建設機械等の運転業務従事者に対する危険を再認識させるための教育の推進について」等に基づいて、ドラグショベル運転業務従事者、ローラー運転業務従事者、高所作業車運転業務従事者に対する危険再認識教育について受講勧奨に努めること。

また、発注者に対して、設計、積算、工事監理を担当する者に対する工事の安全施工に関して配慮すべき事項等の知識の向上を図るための教育の実施を要請すること。

3 労働衛生対策の徹底

局長通達の別添2の1(6)の労働衛生対策の徹底においては、平成13年3月20日付け基発第224号「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について」、平成16年9月21日付け基安化発第0921002号「アーク溶接作業における一酸化炭素中毒の防止について」及び平成17年7月28日付け基監発第0728001号、基安化発第0728002号「石綿ばく露防止対策の推進に当たっての留意すべき事項について」にも留意すること。

4 労災かくしの排除

労災かくしの排除については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」等に基づく措置を適切に講ずること。

5 派遣労働者の安全衛生の確保等

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」においては建設業務に対する派遣業務が禁止されているが、労働者の就労実態が労働者派遣に該

当する場合には、同法第3章4節（労働基準法等の適用に関する特例等）が適用されることを踏まえ、監督指導等の際に、労働者派遣に該当する事案を確認した場合には、昭和62年8月18日付け基発第494号「労働者派遣法（第3章第4節関係）に係る監督指導について」に基づき、派遣元又は派遣先事業場の責任区分に応じ所要の措置を講ずるとともに、需給調整事業担当部署へ情報提供を行う等必要な対応を行うこと。

#### 6 建設業相互通報制度の運用

監督指導等の際に、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が建設業法第24条の6の規定に基づく指導等を怠っていると認められる場合には、元方事業者である当該特定建設業者に対して必要な指摘を行うこと。また、昭和47年9月12日付け基発第573号「建設労働者の労働条件の確保のための相互通報制度について」による通報事案に該当する事案については、確実に通報を行うこと。

#### 7 公衆災害防止についての配慮

監督指導、個別指導等に当たっては、大都市部におけるガス爆発、橋げた落下事故、クレーン等建設機械の転倒、解体工事における壁等の崩壊等による公衆災害の防止についても配慮した指導を行うこと。

#### 8 新たな発注、契約形態であるコンストラクションマネジメント（CM）方式に対する対応

従来の発注者から元方事業者への一括発注方式に対し、新たな発注、契約形態として、発注者が分割発注等を行うCM方式（コンストラクション・マネージャーが技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理等の各種マネジメント業務を行う方式をいう。）を採用している工事にあつては、多数の事業者に分割発注されることにより、統括管理の体制が不明確となるおそれがあることから、

### 第4 労働災害防止団体、関係業界団体及び発注者に対する指導、要請等

- 1 建設業労働災害防止協会が行う事業は、建設業における労働災害の防止を目的としたものであり、これが最大限の効果を上げることができるよう助言・指導を行うこと。
- 2 関係業界団体の労働災害防止活動は、会員各企業の安全衛生水準の向上に大きな影響を与えることから、これらの団体において、それぞれの団体の設立趣旨、果たす役割等を十分に勘案の上、労働災害防止のために必要な指導、協力要請を行うとともに、自主的な安全衛生活動が積極的に推進されるよう必要な援助等を行うこと。
- 3 発注者との情報交換を密にし、相互に協力して事業者の指導に当たることが労働災害防止対策の推進上、非常に効果的であるので、関係発注者との連絡・協議内容の充実を図るとともに、発注者に対し、連絡・協議の際、入札参加者指名時において、マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入を強力に要請すること。

また、前記第1のアに示すとおり、いわゆるダンピング受注に係る情報の入手に努めること。



統括管理状況等報告運用基準

1 事前の指導

計画の審査の段階において、できる限り早期に当該工事の元方事業者に対し署に出頭を求め、署幹部から次の事項について強力に指導すること。

- ① 労働安全衛生法(以下「法」という。)第15条、法第15条の2及び法第15条の3に規定する安全衛生管理体制の確立並びに法第30条に規定する措置の徹底
- ② 法第31条第1項、法第31条の3及び法第31条の4の規定に基づく注文者としての義務の履行
- ③ 法第29条及び法第29条の2の規定に基づく関係請負人に対する指導、指示等の義務の履行
- ④ 第30条の3の規定に基づく救護に関する措置の履行
- ⑤ 法第100条第1項、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第664条の規定に基づく関係請負人及び統括安全衛生責任者等に係る報告義務の履行
- ⑥ 法第28条の2の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等の実施及び当該取組を組織的かつ体系的に推進するための仕組みの構築
- ⑦ 関係請負人の労働者の労働時間、休日等一般労働条件の法定基準確保についての指導援助の実施
- ⑧ 建設業法第24条の6の規定に基づく関係請負人に対する指導及び指示の義務の履行
- ⑨ 出稼労働者対策要綱等に基づく出稼労働者の労働条件の改善等についての関係請負人に対する指導

2 協議組織についての報告

統括管理の体制を確立させるため、上記1により元方事業者が署に出頭した際、安衛則第664条に規定する報告を行う時に併せて協議組織の設置と運営方法に関する事項について、報告するよう要請すること。

3 統括管理状況等報告命令等

- (1) 署長は、特定建設工事の元方事業者に対し、法第100条第1項の規定に基づき、前記1の①及び③の事項(法第15条の3を除く。)の履行状況について、別紙様式第2号「統括管理状況等報告(その1)」により報告を行うよう命ずること。

当該命令は、前記1の事前指導の際に、別紙様式第1号「統括管理状況等報告命令書」により、報告対象期間及び報告期日を特定して行うこと。この場合、報告対象期間については、2か月又は3か月程度とするが、例えば工事の最盛期については、報告頻度を他の時期より増やす等工事の進捗状況に応じ、弾力的に取り扱うこと。

- (2) 上記(1)の命令を行う際には、前記1の⑥から⑨までの事項についての元方事業者による指導等の状況について、別紙様式第3号「統括管理状況報告等(その2)」により報告するよう要請すること。

なお、当該報告の頻度、期日等については、上記(1)の例によること。

4 「統括管理状況等報告」等の活用

「統括管理状況等報告(その1)」及び「統括管理状況等報告(その2)」の末尾「※1」欄には、担当者の総括意見を記載すること。なお、この総括意見は、今後、監督指導等を実施するか否かを決定するための重要な判断要素となるものであるため、単に、当該報告の内容のみならず、監

督指導等の結果、労働災害の発生状況等を十分検討した上で、当該元方事業者の統括管理等について総合的な意見を具体的に記載すること。

また、「※2」欄は、総合判定を記載し、上記の判断要素として活用すること。なお、この総合判定は報告のあった都度行う必要はなく、例えば、監督指導等の実施により重点項目の履行状況をチェックした後に記入することで差し支えないこと。記載方法については、統括管理等の適否をランク別に表示する等総合的所見を表示すること。

様式第 1 号

## 統括管理状況等報告命令書

基 署発第 号  
平成 年 月 日

事業の名称  
責任者職氏名

殿

労働基準監督署長

貴建設現場における労働安全衛生法第 15 条及び第 15 条の 2 の規定による安全衛生管理体制の確立の状況、同法第 29 条及び第 29 条の 2 の規定による指導、指示等の実施状況並びに同法第 30 条の規定による統括管理業務の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第 100 条第 1 項の規定に基づき、別添様式第 2 号統括管理状況等報告（その 1）に掲げる事項について下記のとおり報告することを命令する。

### 記

|       | 報 告 対 象 期 間 | 報 告 期 日 |
|-------|-------------|---------|
| 第 1 回 |             |         |
| 2     |             |         |
| 3     |             |         |
| 4     |             |         |
| 5     |             |         |
| 6     |             |         |

(備考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に所轄都道府県労働局長に対して審査請求をすることができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます（命令があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

|        |          |
|--------|----------|
| 受領年月日  | 平成 年 月 日 |
| 受領者職氏名 |          |

統括管理状況等報告（その1）

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業の名称  
責任者職氏名

印

平成 年 月 日付け 基 署発第 号により貴職から命令のあった第 回目（平成 年 月 日から平成 年 月 日分）の統括管理状況等を次のように報告する。

1 一般的事項

|               |              |                 |                |         |
|---------------|--------------|-----------------|----------------|---------|
| 工事の名称         |              | 当該期間における工事の主な内容 | 当期末における工事の進捗状況 | 工事全体の % |
| 所在地<br>(TEL ) |              |                 |                |         |
| 統括安全衛生責任者氏名   | 元方安全衛生管理者職氏名 |                 |                |         |

2 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第29条の規定に基づく指導及び指示の実施状況

(1) 指導の状況

元方事業者は、関係請負人とその労働者が法又はこれに基づく命令に違反しないよう必要な指導を行わなければなりません（安衛法第29条第1項）。この期間においてどのような指導を行いましたか。その概要について記入して下さい。なお、指導の内容が多くなり、本欄に書ききれない場合には、それらのうち特に配慮した事項に限って記入して下さい。

| 指導した月日 | 指導を行った者の職氏名 | 関係請負人の名称 | 指導した内容 | 指導した結果、改善された状況 |
|--------|-------------|----------|--------|----------------|
|        |             |          |        |                |

(2) 指示の状況

元方事業者は、関係請負人とその労働者が法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認められた場合、その是正のため必要な指示を行わなければなりません（安衛法第29条第2項）。この期間においてどのような指示を行いましたか。その概要について記入して下さい。なお、指示の内容が多くなり、本欄に書ききれない場合には、そのうち特に配慮した事項に限って記入して下さい。

| 指示した月日 | 指示を行った者の職氏名 | 関係請負人の名称 | 指示した内容 | 指示した結果、改善された状況 |
|--------|-------------|----------|--------|----------------|
|        |             |          |        |                |

3 安衛法第29条の2の規定に基づく技術上の指導等の状況

元方事業者は、（1）土砂等の崩壊により危険を及ぼすおそれのある場所、（2）基礎工事事用建設機械及び移動式クレーンが転倒するおそれのある場所、（3）架空電線に接近することにより感電するおそれがある場所、（4）明り掘削の作業を行わせる場所において、埋設物、擁壁等が損壊するおそれのある場所において、関係請負人の労働者が作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき上記の場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他必要な措置を講じなければなりません（安衛法第29条の2）。この期間において、どのような指導を行いましたか。その概要について記入して下さい。

| 指導等を行った月日 | 指導等を行った者の職氏名 | 関係請負人の名称 | 指導等の対象とした場所及び指導等の内容 | 関係請負人が講じた措置 |
|-----------|--------------|----------|---------------------|-------------|
|           |              |          |                     |             |

4 安衛法第30条第1項の規定に基づく統括管理業務の実施状況

(1) 労働災害の発生状況

元方事業者が統括管理を行う上で把握した関係請負人の労働災害を含む発生状況を記入して下さい。

| 労働災害の発生状況  | 当 期    |        |    | 着工時からの累計 |        |    |
|------------|--------|--------|----|----------|--------|----|
|            | 休業4日未満 | 休業4日以上 | 死亡 | 休業4日未満   | 休業4日以上 | 死亡 |
| 元方事業者の災害件数 | 件      | 件      | 件  | 件        | 件      | 件  |
| 関係請負人の災害件数 | 件      | 件      | 件  | 件        | 件      | 件  |
| 合 計        | 件      | 件      | 件  | 件        | 件      | 件  |

(2) 関係請負人の状況

元方事業者が統括管理を行う関係請負人の状況について、当期末時点の状況を別紙に記入して下さい。

(3) 協議組織の設置・運営状況

元方事業者は、すべての関係請負人が参加する協議組織を設置し、定期的に開催しなければならないことになっています（安衛法第30条第1項第1号）。この期間において、貴建設現場の協議組織は開催されましたか。開催した場合、どのような協議を行いましたか。その概要を記入して下さい。

| 開催期日 | 参加の状況   |            |               | 主な協議事項 | 協議の結果、措置をとった場合はその概要 |
|------|---------|------------|---------------|--------|---------------------|
|      | 元方の参加者数 | 参加した関係請負人数 | 参加しなかった関係請負人数 |        |                     |
|      |         |            |               |        |                     |

(4) 作業間の連絡・調整の状況

元方事業者は、随時、関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡と調整を行わなければならないことになっています（安衛法第30条第1項第2号）。この期間において、計画を変更した場合又は作業の内容が変わった場合、労働災害防止のために行った連絡調整の状況について、その概要を記入して下さい。

| 実施時期 | 連絡と調整を行った者の職氏名 | 連絡調整の内容 | 連絡調整の方法 |
|------|----------------|---------|---------|
|      |                |         |         |

(5) 作業場所の巡視の状況

元方事業者は、毎作業日少なくとも1回作業場所の巡視を行わなければなりません（安衛法第30条第1項第3号）。この期間における巡視の状況の概要を記入して下さい。なお、巡視の状況が多くなり、本欄に書ききれない場合には、そのうち特に配慮した事項に限って記入して下さい。

| 巡視者の職氏名 | 巡視の延日数 | 巡視の方法（例えば「チェックリスト使用」等） | 巡視記録の有無 |
|---------|--------|------------------------|---------|
|         |        |                        |         |

(6) 安全衛生教育に対する指導・援助の状況

元方事業者は、関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対し、場所や資料の提供などの措置を講じるなどの指導及び援助を行わなければならないことになっています（安衛法第30条第1項第4号）。この期間においてどのような指導及び援助を行いましたか。実施した場合はその概要を記入して下さい。

| 実施時期 | 関係請負人の名称 | 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育の内容 | 指導及び援助の内容 |
|------|----------|-----------------------|-----------|
|      |          |                       |           |

(7) 車両系建設機械及び移動式クレーンを使用する作業に関する指導の状況

元方事業者は、関係請負人が車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合に定める作業計画等（労働安全衛生規則第155条第1項及びクレーン等安全規則第66条の2第1項）が元方事業者の作成する工程表の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画に適合するよう指導しなければならないことになっています（安衛法第30条第1項第5号及び労働安全衛生規則第638条の4）。この期間においてどのような指導を行いましたか。実施した場合はその概要を記入して下さい。

| 指導を行った月日 | 関係請負人の名称 | 指導内容（機械の種類及び能力、運行経路、作業方法、設置位置等） | 指導した結果、改善された状況 |
|----------|----------|---------------------------------|----------------|
|          |          |                                 |                |

注) 対象となる作業

- ① 車両系建設機械(機体重量3トン以上、ただしコンクリートポンプ車は機体重量の制限なし)を用いる作業
- ② 移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの)を用いる作業

(8) クレーン等の運転の合図、事故現場等の標識、警報等の統一の状況

元方事業者は、①クレーン等の運転についての合図、②事故現場等の標識、③有機溶剤等の容器の集積場所、④警報、⑤ずい道等の建設の作業における避難及び消火訓練の実施時期及び実施方法について統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならないことになっています（労働安全衛生規則第639条から第642条の2まで）。この期間において、上記①～⑤のいずれかに該当する措置を講じた場合は、その統一的な定めの内容、周知の方法等についてその概要を記入して下さい。

なお、「統一的な定めの内容」欄は、既往の報告でその定めの内容が報告されている場合には改めて記入を要しません。ただし、本報告対象期間中に新たに定めた場合又は従前の定めを変更した場合には記入して下さい。

| 該当する事項<br>(下記注①-オのごとく記入) | 統一的な定めの内容<br>(別添としても可) | 周知の方法・手段 | 周知させた関係請負人の名称 |
|--------------------------|------------------------|----------|---------------|
|                          |                        |          |               |

注 (対象となる作業)

- ① クレーン等については
  - ア. クレーン、イ. 移動式クレーン、ウ. デリック、エ. 簡易リフト、オ. 建設用リフトが該当します。
- ② 事故現場等については
  - ア. 有機溶剤業務を行う場所を換気する局所排気装置又は全体換気装置の機能が低下し、又は失われたとき及び有機溶剤業務を行う場所の内部が有機溶剤等により汚染された場合 イ. 高気圧業務における作業室又は気閉室がある場合 ウ. 電離放射線業務における管理区域等がある場合 エ. 酸素欠乏危険作業を行う場所及び酸素欠乏等のおそれが生じ労働者を退避させなければならない場合が該当します。
- ③ 有機溶剤等の容器には、
  - ア. 有機溶剤等を入れてある容器 イ. 有機溶剤等を入れてあった空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのある容器が該当します。
- ④ 警報を定めなければならない場合には
  - ア. エックス線装置に電力が供給されている場合 イ. 放射線物質を装備している機器により照射が行われている場合 ウ. 発破が行われている場合 エ. 火災が発生した場合 オ. 土砂の崩壊、出水若しくは雪崩が発生した場合、又はこれらが発生するおそれのある場合が該当します。
- ⑤ ずい道等については
  - ア. 切羽までの距離が100メートル（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道以外のずい道等にあっては500メートル）以上となるずい道が該当します。

|    |    |
|----|----|
| ※1 | ※2 |
|----|----|

当期末時点における関係請負人の状況

事業の名称

元方事業者名

| 工事別                         | 1次下請          | 2次下請                          | 3次下請         | 4次下請 | 5次下請 | 6次下請 |
|-----------------------------|---------------|-------------------------------|--------------|------|------|------|
| (記載例)<br>鉄筋工事<br>( )は所属労働者数 | A建設(株)<br>( ) | A'建設(株)<br>( )<br>A''組<br>( ) | A'''組<br>( ) |      |      |      |
|                             |               |                               |              |      |      |      |

統括管理状況等報告(その2)

第 回(平成 年 月 日～平成 年 月 日分)

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業の名称  
責任者職氏名

印

貴殿より要請のありました下記事項についての管理状況を次のとおり報告する。

- 1 労働安全衛生法第28条の2の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等の実施及び当該取組を組織的かつ体系的に推進するための仕組みの構築の状況について

事業者は、危険性又は有害性を調査し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません(労働安全衛生法第28条の2)。

貴建設現場における危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置の実施状況並びにこのような取組を組織的かつ体系的に推進する仕組みの構築の状況について記入して下さい。(当てはまる方に○を付けて下さい。)

| 事 項                                   | 実 施 状 況 |         |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置の実施        | 実施している  | 実施していない |
| 工事安全衛生方針                              | 表明している  | 表明していない |
| 工事安全衛生目標                              | 設定している  | 設定していない |
| 危険性又は有害性等の調査の手順及びその結果に基づき講ずる措置を決定する手順 | 策定している  | 策定していない |
| 工事安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順               | 策定している  | 策定していない |
| 工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順      | 策定している  | 策定していない |

- 2 労働時間、休日、寄宿舎の安全衛生及び雇入通知書について

労働時間、休日及び寄宿舎の安全衛生等について法定基準を確保することは、労働災害の防止と密接な関連があります。この期間において貴元方事業者が掌握した関係請負人の労働者に係るこれらの管理状況について次に記入して下さい。

- (1) 労働時間について

坑内労働や有害業務(下記「注」参照)については、時間外労働協定があっても1日について実働8時間を超える時間外労働は2時間以内に制限されています。この期間の就労状況はどうでしたか。それらの概要を記入して下さい。

| 業務の種類 | 事項 | 該当ありの場合<br>その業務の内容 | 就労した関係請負人の<br>名称 | 時間外労働<br>の有無 | 時間外労働ありの場合<br>協定の有無 | 1日1人最<br>高時間外労働 |
|-------|----|--------------------|------------------|--------------|---------------------|-----------------|
|       |    |                    |                  |              |                     |                 |
| 坑内労働  | 有  |                    |                  |              |                     | 時間              |
|       | 無  |                    |                  |              |                     |                 |
| 有害業務  | 有  |                    |                  |              |                     | 時間              |
|       | 無  |                    |                  |              |                     |                 |

注 有害業務には、ア. 著しく暑熱又は寒冷な場所における業務 イ. 有害放射線に曝される業務 ウ. 土石を著しく飛散する場所における業務 エ. 異常気圧下における業務 オ. さく岩機等著しい振動を与える業務 カ. 重量物の取扱等重激な業務 キ. 強烈な騒音を発する場所における業務等があります(労働基準法施行規則第18条)。



(2) 寄宿舍の設備と安全衛生について

(寄宿舍の設備と安全衛生は法定基準が確保されていますか。現在、関係請負人の労働者が使用している寄宿舍の所有の有無にかかわらず指導状況等を記入して下さい。)

| 事項       | 指導等を行った者の氏名 | 指導の状況 | 備考     |
|----------|-------------|-------|--------|
| 避難階段     |             |       | 建寄程6条  |
| 出入口      |             |       | 建寄程10条 |
| 警報の設備    |             |       | 建寄程11条 |
| 消火器の配置   |             |       | 建寄程12条 |
| 寝室の構造・設備 |             |       | 建寄程16条 |

(注)「建寄程」とは、建設業附属寄宿舍規程のことです。

(3) 雇入通知書の交付について

使用者は、労働契約を結ぶときは当該労働者に賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないことになっています。また出稼労働者を含む「期間雇用者」については従来から「雇入通知書」を交付するよう行政指導を行っています。貴建設現場の関係請負人においては、労働者を雇入れる場合に「雇入通知書」を交付していますか。その状況を記入して下さい。

| 交付していない関係請負人の名称<br>(〇〇組他〇社) | 交付していない場合その理由と貴元方事業者として指導した状況を記入して下さい。 |
|-----------------------------|--|
|                             |  |

3 建設業法第24条の6の規定に基づく指導・指示の状況

建設業法には、「発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、関係請負人が労働基準法（以下「労基法」という。）や、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）などの法律の一定の条項に違反しないよう、関係請負人の指導に努め、かつ、関係請負人がこれらの法律に違反していると認めるときは、違反を指摘し、その是正を求めるように努めなければならない」旨規定されています（建設業法第24条の6及び同法施行令第7条の3）。

この期間に貴元方事業者は関係請負人に対しどのように指導し、また是正を求めましたか。その概要を下欄に記入して下さい。ただし、貴元方事業者が発注者から直接工事を請負った特定建設業者である場合のみ記入して下さい。

(1) この期間において関係請負人における賃金不遅払が発生しないようどのように指導しましたか。また不遅払が発生させた関係請負人を認めた場合そのように是正を求めましたか（労基法第24条関係）。

| 指導の状況 | 不遅払発生関係請負人の名称 | 不遅払期間 | 不遅払額 | 該当労働者数 | 是正を求めた内容 |
|-------|---------------|-------|------|--------|----------|
|       |               |       |      |        |          |

- (2) 強制労働の禁止、中間搾取の排除、満15歳未満の就業禁止、年少者の坑内労働禁止及び妊産婦等の坑内業務の就業制限についてどのように指導しましたか。また、これらの規定に違反している関係請負人を認めた場合、どのように是正を求めましたか（労基法第5条、第6条、第56条、第63条及び第64条の2関係）。

| 指導又は指示を行った者の職氏名 | 指導の状況又は是正を求めた内容 |
|-----------------|-----------------|
|                 |                 |

- (3) 所轄労働基準監督署長が関係請負人に命じた寄宿舎の設置等の場合における工事着手差し止め等の命令、寄宿舎の使用停止等の命令又は建設物、設備、機械等の使用停止等の命令に反しないようどのように指導しましたか（労基法第96条の2第2項、同法第96条の3第1項及び安衛法第98条第1項関係）。

| 指導又は指示を行った者の職氏名 | 指導の状況又は是正を求めた内容 |
|-----------------|-----------------|
|                 |                 |

4 出稼労働者について

出稼労働者については、その就業形態が居住地を離れて就労すること、雇用関係が不明確であること等から、適正な労働条件の明示をはじめとして、賃金支払の確保、労働時間の適正管理、有給休暇制度の普及促進、労働災害の防止、健康の確保、寄宿舎における安全衛生の確保と住環境の整備等、適正な労働条件の確保を図ることが必要です。

このため、厚生労働省では「出稼労働者対策要綱」（平成3年11月）を策定し、平成3年11月21日付け基発第658号通達「出稼労働者の労働条件確保対策の推進について」に基づき、出稼労働者の労働条件の確保を図るための対策を推進していますが、特に建設現場においては、関係請負人に対する元方事業者の指導、援助は欠くことができません。

貴建設現場の関係請負人における出稼労働者の就労状況及び出稼労働者を使用する関係請負人に対する指導、援助の状況について記入して下さい。

|  |     |
|--|-----|
| ① 出稼労働者を雇い入れている関係請負人の数と就労している出稼労働者数                      | 社 人 |
| ② 出稼労働者の労働条件の確保について、関係請負人に対して指導、援助を行った場合には、その概要を記入して下さい。 |     |

|    |    |
|----|----|
| ※1 | ※2 |
|----|----|